

削除する事業一覧（案）

旧住宅マスタープラン（平成24年～平成33年）		削除理由
公的保証人制度の導入	高齢者や障がいのある方の居住の安定化を図るため、賃貸住宅の賃貸契約を行う際に、公的機関などが保証人となる「公的保証人制度」の導入を目指します。	東京都区市町村住宅助成（融資）制度の概要を確認すると、公的保証人制度を実施している自治体は26市中3市のみとなっていることと、民間の保証人制度が充実し、公的機関が制度を導入する意義が薄れてきたため削除した。また、人的保証に関しては、今後の（仮称）小金井市居住支援協議会の中で検討していきたいと考えている。
大規模共同住宅における子育て支援施設設置基準の導入	子育て世帯が生活しやすい環境づくりを進めるため、大規模共同住宅を対象に子育てを支援する施設の設置基準について、その導入を検討します。	子育て世帯を対象とした施策として、「1-1-2-②都市開発諸制度を活用した子育て支援施設の整備促進」や、「1-1-(5)-①公的住宅における近居・同居の促進」などに変更して対応していく。
防犯設備の設置に向けた支援体制づくり	一定規模以上の開発事業等に対し、犯罪の防止に配慮した計画、設備等について、警察署の意見を求める仕組みを検討します。	小金井市まちづくり条例及び小金井市宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の開発については事業者が設置する公共施設及び公益的施設の設置基準及び指定開発事業の施行に関して事業者が順守すべき必要事項を定めており、街路灯の設置等により視距の確保ができるように指導をしているが、警察署の意見を求める仕組みの実現は困難であるため削除した。犯罪の防止に関する考えについては、「2-1-(6)-②地域コミュニティを活用した防犯体制の推進」の中で、市と警察、町会・自治会などの地域コミュニティの連携により推進していく。
住宅増改築資金融資あっせん制度の継続	自己居住の家屋の増改築や太陽光発電施設の設置を行う場合を対象に、資金の一部を低利で融資あっせんする制度を引き続き継続します。	平成24年に申請された方を最後に制度の利用実績がないため、助成の在り方を検討し削除とした。なお、各目的別に施策を設け、増改築への支援としては「1-3-(1)-②リフォームに係る情報提供の実施」や、「1-1-(3)-⑥高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅への改修支援」など、発電設備等の設置については、「1-3-(1)-⑤住宅用新エネルギー機器等普及促進助成制度の継続」を実施していく。
住宅リフォーム助成の創設	住宅の維持管理に向けた増改築や耐震化、バリアフリー化といったリフォームを容易に実施できるよう、住宅のリフォームを行った際に、費用の一部を助成する制度の創設を目指します。	「2-3-(1)-①木造住宅の耐震化の促進」や「小金井市高齢者自立支援住宅改修給付事業」（「1-1-(3)-⑥追加：高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅への改修支援」記載）などの目的別の助成制度が創設されているため、削除した。
空き家実態調査の実施	空き家については、有効活用の可能性を探るため「空き家ストック実態調査の実施」を検討します。	空き家実態調査はH29に実施済みであるため記載を削除した。今後は「2-4-(1)空家等の適切な維持・管理の推進」「2-4-(2)空家等の活用に向けた取り組みの支援」に位置付けた各施策を実施していく。